

欧州特許庁及び英国知的財産庁、企業及び発明者に対する
より良質なサービスの提供を目的とした協力覚書に署名

2014年3月6日
JETRO デュッセルドルフ事務所

欧州特許庁（EPO）及び英国政府は、3月4日、EPOのバティステリ長官と、英国知的財産担当相のヤンガー卿及び英国知的財産庁（UKIPO）のアルティ長官との間で、同日、企業及び発明者に対してより良質なサービスを提供することを目的とした協力覚書である「協力計画（Co-operation Plan）」への署名がなされた旨をプレスリリースした。

両プレスリリースにおいては、個別の具体的な協力内容の詳細については明らかにされていないものの、この協力計画はEPOとUKIPOとの間でのより良い協力関係を実現するための作業計画を取りまとめたものであり、EPOとUKIPOとの間での今般の協力の強化は高品質かつ適時のサービスを両庁が提供する上で役立つものであって、特許情報を英国及び他の欧州地域の企業や研究者に対してよりアクセスし易いものとするのがその重要部分であると概説されている。

近年、EPOは他の知的財産庁への協力を積極的に推進している。2月27日にも、カンボジアにて、バティステリ長官とアセアン加盟9か国の知的財産庁長官との間で特許分野における協力の枠組を確立するための協力覚書に署名していた。

— EPOによるプレスリリースは、以下参照 —

[Boost for businesses and inventors as EPO and UK sign co-operation plan](#)

— 英国政府によるプレスリリースは、以下参照 —

[New cooperation arrangement signed with European Patent Office](#)

— EPOとアセアン加盟国知的財産庁との協力覚書署名に関する欧州知的財産ニュースは、以下参照 —

[欧州特許庁、アセアン加盟国知財庁との協力覚書に署名（2013年3月3日）（PDF）](#)

（以上）